

第 10 期 定 時 株 主 総 会 継 続 会 資 料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

■事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (1)当連結会計年度の事業の状況
 - (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - (3)対処すべき課題
 - (4)主要な事業内容
 - (5)主要な営業所及び事業所
 - (6)従業員の状況
 - (7)主要な借入先の状況
 - (8)その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の現況
 - (1)株式の状況
 - (2)会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査役会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ダイワ通信株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本継続会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善による個人消費の回復やインバウンド需要の増加により、景気は緩やかに回復しております。しかしながら、円安進行などによる物価上昇、中東情勢の悪化やロシアによるウクライナ進行の長期化、米国の今後の政策動向に伴う影響などが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、金融資本市場の変動等の影響に注意が必要など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、誰もが安心・安全・便利に暮らせる未来の街「Safe City」の実現に向けて、大手事務機器メーカー及び大手警備会社との連携を強化し、全国に防犯カメラ設置を推し進めてまいりました。

各種商品等の企画と開発にも積極的に取り組み、さらに人材確保に向けた給与のベースアップ等の人材投資にも積極的に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高5,241百万円（前連結会計年度比7.3%増）、営業利益453百万円（前連結会計年度比93.9%増）、経常利益460百万円（前連結会計年度比90.7%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は特別調査費用等引当金繰入額などの特別損失があり、163百万円（前連結会計年度は117百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

(セキュリティ事業)

セキュリティ事業においては、防犯需要の高まりや大手事務機器メーカー・大手警備会社との連携強化により、防犯カメラ売上が大きく増加しました。

一方で製品の企画開発に積極的に取り組んだ結果、売上原価が増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度のセキュリティ事業の業績は、売上高2,857百万円（前連結会計年度比7.3%増）、セグメント利益437百万円（前連結会計年度比78.8%増）となりました。

(モバイル事業)

モバイル事業においては、当社店舗が出店しているショッピングモール等の商業施設内で積極的な販促活動を実施し、MNPを含めた新規顧客の獲得に注力いたしました。また新型端末の発売とともにお客様のニーズに応えた様々な料金プランが登場しており、お客様のご利用状況に合わせた端末及び料金プランを提案するとともに、光回線、映像・音楽コンテンツ配信、キャッシュレス決済、お客様へのサポート等、収益の多様化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度のモバイル事業の業績は、売上高2,370百万円（前連結会計年度比7.3%増）、セグメント利益266百万円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2022.4-2023.3)	第 9 期 (2023.4-2024.3)	第 10 期 (当連結会計年度) (2024.4-2025.3)
売 上 高(百万円)	4,616	4,884	5,241
営 業 利 益(百万円)	379	234	453
経 常 利 益(百万円)	356	241	460
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失 (△)	196	117	△163
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	72.62	43.32	△60.50
総 資 産(百万円)	3,802	4,008	5,318
純 資 産(百万円)	2,354	2,471	2,267

(注) 1. 第8期より連結計算書類を作成しておりますので、第7期以前の状況は記載しておりません。

2. 第8期から第9期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2021.4-2022.3)	第 8 期 (2022.4-2023.3)	第 9 期 (2023.4-2024.3)	第 10 期 (当事業年度) (2024.4-2025.3)
売 上 高(百万円)	3,448	3,572	3,750	4,002
営 業 利 益(百万円)	190	121	146	209
経 常 利 益(百万円)	184	95	154	205
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	91	35	74	△306
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	33.84	13.00	27.55	△113.38
総 資 産(百万円)	1,835	1,974	2,031	2,270
純 資 産(百万円)	903	938	1,013	665

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2021年12月31日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益については、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

3. 第7期から第9期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

(3)対処すべき課題

当社は、2025年4月21日付「第三者委員会の調査報告書（公表版）公表に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会の調査結果から当社及び当社の子会社における不適切な会計処理が認定されました。また、2025年8月1日付「特別調査委員会の調査報告書（開示版）公表に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会の調査結果から当社及び当社の子会社における関連当事者取引の適切な手続きがなされていなかったことが認定されました。この度の不祥事を厳粛に受け止め、当社は再発防止策を策定のうえ、再発防止に取り組んでまいります。

①不祥事に対する再発防止策の取り組み

イ. コンプライアンス意識の徹底

当社は、コンプライアンス意識の徹底のためコンプライアンス研修を実施してまいります。上場企業の役員としての職責を再確認することを目的に、外部専門家を招いて、全役員に対する継続的なコンプライアンス研修を実施いたします。また、従業員に関しても、役員同様に外部専門家及びe-ラーニングによる継続的なコンプライアンス研修を実施いたします。加えて、コンプライアンス意識の徹底策として、グループ監査部門による年1回の定期監査において、全社的な内部統制の評価項目として、関連諸規程の周知が徹底され、適切に運用されていることの確認を実施して、コンプライアンス意識の向上を企図してまいります。

ロ. リスク・コンプライアンス委員会の機能強化

当社は、リスク評価プロセスの再構築を目的に、従前のリスク・コンプライアンス委員会の委員に社外取締役、社外監査役及び外部専門家を加え、多角的な視点でリスクの検証が行える体制を構築いたします。また、グループ監査部門との連携も図り、内部情報の取集体制の構築も図ってまいります。

ハ. 監査部門及び内部監査の機能強化

当社は、監査体制の強化を目的に監査部門を設置し、監査部門の人員増強を図ってまいります。また、三様監査として、会計監査人、監査役会及び監査部門で会合を行い、情報交換を密にする他、監査部門から監査役会への監査業務の内容を報告させる体制を再構築し、必要に応じて監査役会の指示に従い、監査部門が監査を実施するなど、監査部門と監査役との連携強化を図ってまいります。

二. 人事評価制度の整備

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図ることを目的に、人事評価制度を見直したうえで再構築し、コンプライアンス遵守を評価項目に組み込むことでコンプライアンス意識の徹底を図ってまいります。

②成長率の確保

セキュリティ事業に係る市場は成長市場であり、特に画像解析の分野には大きな期待があり、それに伴って顧客への新たな価値の創造が課題となっております。このような中、当社グループでは、ディープラーニングをはじめとした画像関連技術の応用を取り組み、実証実験を重ね、実効性の高いデータを蓄積し、実用性の高いAIシステムの企画・開発に取り組んでまいります。これにより、他社との差別化を図り、市場での当社シェアを確保するとともに、持続的な成長に繋げてまいります。

③収益率の向上

資源エネルギーの高騰等により高コストな環境下において、商品等の調達コストの上昇が続いております。このような中、当社グループでは、調達スケジュールの見直しを行い、合理的な在庫管理に基づいた仕入に努めてまいります。その他、顧客との積極的な対話から当社グループオリジナル商品「D'SSブランド」の充実化を図るとともに、コスト意識の徹底により、収益率の向上に繋げてまいります。

また、店舗運営においては、店舗業務のDX化を推進することで業務効率の向上に繋げ、来店に係る予約制の推進から効率的な人員配置の実現に努め、収益率の向上に繋げてまいります。

④人材の育成・確保における課題

当社グループにおける成長ドライバーは人にあるため、将来の人材確保が課題となっております。このような中、当社グループでは、多様化する従業員のやりがいに応える取り組みや制度の導入に積極的に取り組んでまいります。人材育成においては、集合研修及びオンライン研修等、育成環境の整備を進めてまいります。また、育成内容においては、多様なスキルアップをはじめ、マネジメント、リスク・コンプライアンス等、従業員の自立や成長を促す教育プログラムの実施も進めてまいります。

「1人ひとりが、センターで輝ける企業へ」を目指し、成功と失敗を繰り返しながらも成長し続ける「ダイワ通信らしい企業風土」を、これまで以上に推進してまいります。

⑤コーポレート・ガバナンスの継続的な強化

当社グループは、より有効性の高いコーポレート・ガバナンスを実践していくことを経営の重要課題と位置付け、経営の効率性、健全性を高めるコーポレートガバナンス・コードに対応した体制の整備・充実に努めております。引き続き、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、一層の体制強化を図ってまいります。

(4)主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、継続的な手数料収入を得るモバイル事業（ソフトバンク株式会社の一次代理店として移動体通信機器等の販売等）と成長戦略であるセキュリティ事業（防犯カメラ等の販売及び防犯カメラシステムの施工及び保守等）の2つの事業を展開しております。

モバイル事業による安定収益をセキュリティ事業の拡大に充てることで、新たな価値を付加した商品やサービスの創出を行い、誰もが安心・安全・便利に暮らせる未来の街「Safe City」（※）の実現に取り組んでおります。

※Safe Cityとは、新世代の通信規格及び最先端のデジタルテクノロジーを活用し、人が安心・安全かつ便利に暮らせる未来の街のことを指します。

各事業の内容は以下のとおりであります。

①セキュリティ事業

- ・防犯カメラ等商品の企画・開発／販売
- ・防犯カメラシステムの施工／保守
- ・AI顔認証温度検知システムの企画・開発／販売
- ・AIロボットの企画・開発／販売／保守
- ・入退室管理システムの企画・開発／販売
- ・機械警備システムの販売
- ・通信・OA機器の販売
- ・ネットワーク設計／構築／LAN工事
- ・ITソリューションの提供

②モバイル事業

- ・携帯電話等情報通信機器の通信サービスの契約等の取次業務
- ・スマートフォン・携帯電話等の販売
- ・スマートフォン・携帯電話等の周辺機器（アクセサリ類）の販売

(5)主要な営業所及び事業所（2025年3月31日現在）

①当社の主要な営業拠点

名 称	所 在 地
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区東新橋1丁目5番2号（汐留シティセンター15F）
名 古 屋 オ フ ィ ス	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12（グローバルゲート10F）
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1-30（梅田スカイビルタワーウエスト29F）
北 陸 オ フ ィ ス	石川県金沢市入江二丁目180番地

②主要な子会社

名 称	所 在 地
ディーズセキュリティ(株)	石川県金沢市入江二丁目180番地
ア ク ト 通 信 (株)	新潟県長岡市芹川町2662番地1

(6)従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ事業	75名	-
モバイル事業	32名	2名減
全社（共通）	9名	3名増
合計	116名	1名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数につきましては、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81名	3名減	33.0歳	5.9年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数につきましては、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(7)主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	879,000千円
株式会社北國銀行	412,553千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社北陸銀行	80,892千円

(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1)株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,707,000株（うち自己株式43株）
- ③ 株主数 1,936名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
IWAMOTOアセットマネジメント株式会社	1,350,000	49.87
岩本秀成	366,000	13.52
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	99,800	3.69
前田憲司	48,000	1.77
平松裕将	30,000	1.11
隈田佳孝	26,400	0.98
乾峻輔	26,000	0.96
溪泰博	24,000	0.89
株式会社SBI証券	20,951	0.77
豊田秋雄	15,500	0.57

- （注） 1. 持株比率は自己株式（43株）を控除して計算しております。
2. 小数第3位を四捨五入しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2)会計監査人の状況

① 名称 かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2024年6月21日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	81百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当事業年度において、前会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、前事業年度の監査に係る追加報酬及び後任監査人への監査業務引継ぎに係る報酬として1百万円を支払っております。また、121百万円を特別調査費用等引当金繰入額として処理しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 監査法人の異動

臨時報告書に記載した事項は次の通りであります。

(1) 当該異動に係る会計監査人の名称

①退任する会計監査人の名称

- 1.名称 かなで監査法人
- 2.所在地 東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング
- 3.業務執行社員の氏名 高村 藤貴、竹内 由多可

(2) 当該異動の年月日

2025年9月30日（第10期定時株主総会 継続会 終結の時）

(3) 退任する会計監査人が会計監査人となった年月日

2024年6月21日

(4) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由および経緯

当社の会計監査人であるかなで監査法人は、第11期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）以降の監査における監査リスクを勘案し、要求される品質を維持するための体制を組むことが困難であると判断したことを理由に、選任を辞退したい旨の申し出がありました。

当社といたしましては、監査品質の維持と継続的な監査業務の遂行を重視し、監査役会との協議を経て、新たな会計監査人の選任を行うことといたしました。

(6) 上記（5）の理由および経緯に対する意見

①退任する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

②監査役会の意見

妥当であると判断しております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社取締役会は、法令、定款、株主総会決議並びに取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

ロ. 当社は、当社グループの役員及び従業員が健全に職務を遂行するために「リスク・コンプライアンス委員会」の設置及び「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し周知徹底する。

ハ. 当社は、法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、内部通報窓口を社内及び社外に設置し、当社グループの役員及び従業員等を対象として運用する。

ニ. 当社は、社長直轄の内部監査担当者を置き、当社グループ全体の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施する。また、定期的に代表取締役社長及び監査役会にその結果を報告する。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、職務権限に関する社内規程を制定するとともに、毎月取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定並びに当社グループの業務執行の監督を行う。

ロ. 当社は、定例の取締役会を月1回実施し、常に監査役が出席して業務の適正及び効率性について監査する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切な業務執行を確保する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報等に関し、法令及び社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

④当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、当社グループ会社間の取引を法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適切に行う。

ロ. 内部監査担当者は、当社グループを定期的に監査し、法令等及び各種社内規程の周知・徹底及び適正な業務活動が行われているか監査する。また、監査内容に関しては定期的に報告書を作成し、監査報告及び是正状況を社長に報告する。

ハ. 当社は、子会社管理規程に基づき、リスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要な助

言等を行う。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 経営上の重要な事項は、審議基準に基づいて取締役会その他会議体により、リスクを審議・評価したうえで意思決定を行う。

ロ. 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

⑥監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役及び従業員は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、その内容を直ちに監査役に報告しなければならない。

ロ. 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を「リスク管理・コンプライアンス規程」に定める。

⑦監査役職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

⑧監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求める場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

ロ. 代表取締役社長及び内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行う。

ハ. 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

ニ. 監査役は、取締役会を始め、執行役員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑪反社会的勢力排除に係る基本方針

当社は、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とする。その旨を役員及び従業員に周知徹底するとともに、外部機関からの情報収集に努め、事案発生時、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①当期における主な取組の概要

- イ. 取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令及び定款等への適正性及び業務の適正性の観点から審議しております。
- ロ. 監査役会を12回開催し、監査方針・監査計画を協議決定し、取締役会をはじめとした重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等に対する遵守について監査しております。
- ハ. リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社グループにおけるリスク管理に関する方針について継続して議論して、取締役会への報告を実施しております。
- 二. 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、当社及び重要な子会社の内部監査を行うとともに、代表取締役社長及び監査役会に報告しております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制の評価を行っております。

なお、当社は、当社及び当社の子会社における不適切な会計処理及び当社及び当社の子会社における関連当事者取引の不適切な手続きの判明を受けております。この度の不祥事を厳粛に受け止め、第三者委員会及び特別調査委員会の調査結果及び再発防止に係る提言に基づいた再発防止策を策定し順次実行してまいります。また、当社グループ全体における内部統制システムの適正性を再検証し改善を図ってまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,590,562	流 動 負 債	2,530,938
現 金 及 び 預 金	777,688	買 掛 金	235,781
受 取 手 形	1,782	短 期 借 入 金	1,039,000
売 掛 金	659,588	1年内返済予定の長期借入金	55,560
商 品	1,038,181	未 払 金	309,076
未 収 還 付 法 人 税 等	21,844	未 払 法 人 税 等	93,280
そ の 他	91,476	リ ー ス 債 務	20,491
固 定 資 産	2,728,396	契 約 負 債	123,669
有 形 固 定 資 産	2,267,749	賞 与 引 当 金	19,510
建 物 及 び 構 築 物	564,182	仮 受 金	163,743
土 地	405,873	特 別 調 査 費 用 等 引 当 金	390,180
リ ー ス 資 産	98,552	そ の 他	80,646
建 設 仮 勘 定	1,173,367	固 定 負 債	520,732
そ の 他	25,772	長 期 借 入 金	427,885
無 形 固 定 資 産	4,905	リ ー ス 債 務	91,098
投 資 そ の 他 の 資 産	455,742	そ の 他	1,748
投 資 有 価 証 券	59,998	負 債 合 計	3,051,670
敷 金 及 び 保 証 金	105,756	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	211,676	科 目	金 額
長 期 未 収 入 金	210,301	株 主 資 本	2,267,288
そ の 他	78,310	資 本 金	100,000
貸 倒 引 当 金	△210,301	資 本 剰 余 金	10
		利 益 剰 余 金	2,167,365
		自 己 株 式	△86
		純 資 産 合 計	2,267,288
資 産 合 計	5,318,958	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,318,958

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,241,044
売上原価	3,441,022
売上総利益	1,800,022
販売費及び一般管理費	1,346,141
営業利益	453,881
営業外収益	
受取利息及び配当金	140
受取保険金	2,215
為替差益	9,367
助成金収入	739
その他	3,128
営業外費用	
支払利息	9,430
経常利益	460,043
特別利益	
固定資産売却益	6,483
特別損失	
固定資産売却損	1,920
店舗閉鎖損失	1,777
リース解約損	1,290
貸倒引当金繰入額	69,719
特別調査費用等引当金繰入額	580,239
税金等調整前当期純損失(△)	654,947
法人税、住民税及び事業税	△188,420
法人税等調整額	101,790
当期純損失(△)	△24,628
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△163,791
	△163,791

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	100,000	10	2,584,746	△86	2,684,669	2,684,669
誤謬の訂正による累積的影響額			△212,985		△212,985	△212,985
誤謬の訂正を反映した当連結会計年度期首残高	100,000	10	2,371,761	△86	2,471,684	2,471,684
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当			△40,604		△40,604	△40,604
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△163,791		△163,791	△163,791
当連結会計年度変動額合計	-	-	△204,396	-	△204,396	△204,396
当連結会計年度末残高	100,000	10	2,167,365	△86	2,267,288	2,267,288

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数 2社

・主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は事業報告内の「1. 企業集団の現況に関する事項（3）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ.棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ.特別調査費用等引当金

第三者委員会等にかかる費用の支払いに充てるため、当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

セキュリティ事業においては、主に防犯カメラ等の販売を行っており、顧客との販売契約に基づき商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引は全て国内の販売であり、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。セキュリティ事業に関する取引の対価は、商品引き渡し後、概ね1～6ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、商品の据付工事に係る収益は、主に電気工事によるものであり、顧客との契約に基づいて工事の履行義務を負っております。当該履行義務は、期間が3ヵ月未満の短期間に遂行されることから、完成工事の検収時点で収益を認識しております。商品の据付工事に関する取引の対価は、工事検収後、概ね1～6ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

モバイル事業においては、主に移動体通信機器を販売することにより、顧客及び代理店契約を締結して

いる通信キャリアより対価及び手数料収入を受領しております。当該収益を、顧客へ当該商品を引き渡す一時点において、認識しております。取引の対価は、商品引き渡し後、概ね1ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」及び「契約負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) セキュリティ事業における棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	1,038,181千円
うち、セキュリティ事業における商品及び製品	885,598千円
総資産に占める割合	16.6%
セキュリティ事業における商品及び製品の評価減額	171,578千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、将来の販売可能性が低下しつつあると仮定し、引き合いや受注状況等を考慮し総合的に検証を行った上で、販売可能性が低下したと認められる場合には簿価切下げを実施しております。また、市況変化により販売単価が棚卸在庫単価を下回る等、棚卸資産の収益性が低下したと認められる場合にも、同様に簿価切下げを実施しております。しかしながら、将来において、販売先の需要が縮小した場合、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となり、翌連結会計年度において、回収が見込まれない棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 211,676千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

利害関係を有しない外部の有識者で構成する第三者委員会の調査結果を踏まえ、当社及び当社の連結子会社において不適切な時期に計上されたと認定された売上取引について誤謬の訂正を行いました。また、利害関係を有しない外部の弁護士が委員長を務め、その他外部専門家の委員で構成される特別調査委員会の調査結果を踏まえ、適切な手続が採られていなかった会社法上の利益相反取引に係る経費及び不適切な経費計上と認定した経費について誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。影響額につきましては、連結株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	382,109千円
土地	203,091千円
計	585,200千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	30,012千円
長期借入金	353,233千円
計	383,245千円

(2) 当座貸越契約

当社グループにおいては運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,045,000千円
借入実行残高	1,039,000千円
差引	4,006,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

424,557千円

(4) 受取手形割引高

10,417千円

6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）は、次のとおりであります。

売上原価 △22,452千円

- (2) 特別調査費用等引当金繰入額

第三者委員会による調査費用、特別調査委員会による調査費用及び訂正報告書に係る監査費用等580,239千円を特別損失に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,707,000株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定 時 株 主 総 会	普通株式	27,069千円	10円	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月14日 取 締 役 会	普通株式	13,534千円	5円	2024年 9月30日	2024年 12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	108,278千円	40円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。長期未収入金は特別調査委員会において不適切と認定した経費について、当社が返還を求めるもので、返還請求先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に地方債であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行自治体の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。借入金は営業取引に係る資金調達であり、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により資金調達に係る流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額49,998千円）は、下表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 (満期保有目的の債券)	10,000	9,709	△291
長期未収入金	210,301	210,301	-
貸 倒 引 当 金	△210,301	△210,301	-
資 産 計	10,000	9,709	△291
長期借入金(1年以内返済 予定額を含む)	483,445	483,445	-
負 債 計	483,445	483,445	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券（満期保有目的の債券）

取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

個別取引毎にその概要、現況、債務者の状況等を確認したうえで回収可能性を検討し、担保及び保証等による回収見込み額を算定しているため、レベル3の時価に分類しています。なお、回収不能見込額について

は、貸倒引当金を計上しています。

長期借入金（１年以内返済予定額を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	セキュリティ事業	モバイル事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,857,054	2,370,890	5,227,944	-	5,227,944
その他の収益	-	-	-	13,100	13,100
外部顧客への売上高	2,857,054	2,370,890	5,227,944	13,100	5,241,044
計	2,857,054	2,370,890	5,227,944	13,100	5,241,044

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり不動産賃貸事業等を含んでおります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」、「(2)会計方針に関する事項」の「⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	654,240	661,370
契約負債	14,925	123,669

顧客との契約から生じた債権は、「受取手形」、「売掛金」及び「電子記録債権」として連結貸借対照表に計上しております。

契約負債は主に、顧客との契約条件に基づき商品又は製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、流動負債の「契約負債」として連結貸借対照表に計上しております。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度に収益として認識しております。

契約負債の増加は、主として前受金の受取りにより生じたものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	837円57銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△60円50銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	944,284	流 動 負 債	1,159,449
現 金 及 び 預 金	226,509	買 掛 金	143,632
売 掛 金	479,521	短 期 借 入 金	150,000
商 品	179,202	1年内返済予定の長期借入金	52,200
未 収 還 付 法 人 税 等	21,844	未 払 金	285,701
前 払 費 用	18,714	未 払 費 用	19,021
そ の 他	18,492	未 払 法 人 税 等	41,376
固 定 資 産	1,326,633	リ ー ス 債 務	13,812
有 形 固 定 資 産	804,800	賞 与 引 当 金	16,060
建 物	490,512	特 別 調 査 費 用 等 引 当 金	390,180
構 築 物	13,718	そ の 他	47,465
車 輜 運 搬 具	1,985	固 定 負 債	445,609
工 具 、 器 具 及 び 備 品	14,871	長 期 借 入 金	391,245
土 地	221,222	リ ー ス 債 務	52,615
リ ー ス 資 産	60,389	そ の 他	1,748
そ の 他	2,100	負 債 合 計	1,605,059
無 形 固 定 資 産	900	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	520,932	科 目	金 額
投 資 有 価 証 券	59,998	株 主 資 本	665,858
関 係 会 社 株 式	147,537	資 本 金	100,000
長 期 前 払 費 用	8,115	資 本 剰 余 金	24,867
繰 延 税 金 資 産	141,045	資 本 準 備 金	24,867
長 期 未 収 入 金	164,867	利 益 剰 余 金	541,078
敷 金	81,619	利 益 準 備 金	132
そ の 他	82,616	そ の 他 利 益 剰 余 金	540,945
貸 倒 引 当 金	△164,867	繰 越 利 益 剰 余 金	540,945
		自 己 株 式	△86
		純 資 産 合 計	665,858
資 産 合 計	2,270,918	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,270,918

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,002,708
売上原価	2,730,118
売上総利益	1,272,589
販売費及び一般管理費	1,062,991
営業利益	209,597
営業外収益	
受取利息	45
助成金収入	290
その他	1,700
営業外費用	
支払利息	6,131
為替差損	0
経常利益	205,502
特別利益	
固定資産売却益	6,444
特別損失	
固定資産売却損	1,920
店舗閉鎖損失	1,777
リース解約損	1,290
貸倒引当金繰入額	56,220
特別調査費用等引当金繰入額	580,239
税引前当期純損失 (△)	△429,501
法人税、住民税及び事業税	8,565
法人税等調整額	△131,143
当期純損失 (△)	△306,923

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
					繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	100,000	24,867	24,867	-	931,988	931,988	△86	1,056,769	1,056,769
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額					△43,383	△43,383		△43,383	△43,383
誤謬の訂正を反 映 し た 当 期 首 残 高	100,000	24,867	24,867	-	888,605	888,605	△86	1,013,386	1,013,386
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△40,604	△40,604		△40,604	△40,604
利益準備金の 積 立				132	△132	-		-	-
当 期 純 利 益					△306,923	△306,923		△306,923	△306,923
当期変動額合計	-	-	-	132	△347,660	△347,527	-	△347,527	△347,527
当 期 末 残 高	100,000	24,867	24,867	132	540,945	541,078	△86	665,858	665,858

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

構築物 10年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ.特別調査費用等引当金

第三者委員会等にかかる費用の支払いに充てるため、当事業年度の負担額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

セキュリティ事業においては、主に防犯カメラ等の販売を行っており、顧客との販売契約に基づき商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引は全て国内の販売であり、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。セキュリティ事業に関する取引の対価は、商品引き渡し後、概ね1～6ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、商品の据付工事に係る収益は、主に電気工事によるものであり、顧客との契約に基づいて工事の履行義務を負っております。当該履行義務は、期間が3ヵ月未満の短期間に遂行されることから、完成工事の検収時点で収益を認識しております。商品の据付工事に関する取引の対価は、工事検収後、概ね1～6ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

モバイル事業においては、主に移動体通信機器を販売することにより、顧客及び代理店契約を締結している通信キャリアより対価及び手数料収入を受領しております。当該収益を、顧客へ当該商品を引き渡す一時点において、認識しております。取引の対価は、商品引き渡し後、概ね1ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」及び「未払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) セキュリティ事業における棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	179,202千円
うち、セキュリティ事業における商品及び製品	26,619千円
総資産に占める割合	1.2%
セキュリティ事業における商品及び製品の評価減額	1,724千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (1)セキュリティ事業における棚卸資産の評価」と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 141,045千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (2)繰延税金資産の回収可能性」と同一であります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

利害関係を有しない外部の有識者で構成する第三者委員会の調査結果を踏まえ、当社において不適切な時期に計上されたと認定された売上取引について誤謬の訂正を行いました。

利害関係を有しない外部の弁護士が委員長を務め、その他外部専門家の委員で構成される特別調査委員会の調査結果を踏まえ、適切な手続が採られていなかった会社法上の利益相反取引に係る経費及び不適切な経費計上と認定した経費について誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。影響額につきましては、株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	369,079千円
構築物	13,030千円
土地	203,091千円
計	585,200千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	30,012千円
長期借入金	353,233千円
計	383,245千円

(2) 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	1,850,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引	1,700,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

341,141千円

(4) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

ディーズセキュリティ株式会社	879,000千円
----------------	-----------

(5) 関係会社との取引高

売掛金	2,233千円
買掛金	77,809千円

(6) 取締役に対する金銭債権の総額

金銭債権	97,032千円
------	----------

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	50,892千円
仕入高	788,205千円

(2) 特別調査費用等引当金繰入額

第三者委員会による調査費用、特別調査委員会による調査費用及び訂正報告書に係る監査費用等580,239千円を特別損失に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	43株
------	-----

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,502千円
貸倒引当金	57,884千円
未払社会保険料	863千円
未払事業税	413千円
棚卸資産評価損	590千円
敷金償却	5,369千円
投資有価証券評価損	1,053千円
特別調査費用等引当金	133,676千円
繰延税金資産小計	205,353千円
評価性引当額	△64,308千円
繰延税金資産合計	141,045千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称又は氏名	所 在 地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	ディーズセキュリティ(株)	石 川 県 金 沢 市	50,000	セキュリティ商 材等の卸売業	100%	商品の購入 役員の兼任	セキュリティ 商品の購入 (注)	488,788	買掛金	52,847
子会社	アクト通信(株)	新 潟 県 長 岡 市	10,000	電気通信工事業	100%	設置工事 の委託 役員の兼任	防犯カメラ設 置工事 (注)	299,417	買掛金	24,962

(注) 独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	所 在 地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役 員	岩 本 秀 成	—	—	当社代表取締役 社長	(被所有) 直接 13.5 間接 49.9	代表取締役 社長	長期未収入金 の増加 (注) 1、3	28,348	長期未収 入金 (注) 2	91,632
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	IWAMOTO アセットマネ ジメント(株)	石 川 県 金 沢 市	50,000	不動産の賃貸・ 管理	(被所有) 直接 49.9	—	長期未収入金 の増加 (注) 1、3	26,552	長期未収 入金 (注) 2	67,835

(注) 1. 特別調査委員会において不適切と認定した経費について、当社が返還を求めるものであります。

2. 長期未収入金に対し、同額の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において54,900千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 岩本氏及びIWAMOTOアセットマネジメント株式会社からの不動産の賃借については、形式的には当社と第三者との取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社と岩本氏またはIWAMOTOアセットマネジメント株式会社との取引による金額であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 245円98銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △113円38銭

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月4日

ダイワ通信株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	高 村	藤 貴
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	竹 内	由 多 可
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワ通信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（誤謬の訂正に関する注記）に記載されている通り、会社は、利害関係を有しない外部の有識者で構成する第三者委員会の調査結果を踏まえ、当社及び当社の連結子会社において不適切な時期に計上されたと認定された売上取引について誤謬の訂正を行っている。また、利害関係を有しない外部の弁護士が委員長を務め、その他外部専門家の委員で構成される特別調査委員会の調査結果を踏まえ、適切な手続が採られていなかった会社法上の利益相反取引に係る経費及び不適切な経費計上と認定した経費について誤謬の訂正を行っている。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断によ

る。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月4日

ダイワ通信株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 村	藤 貴
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹 内	由 多 可

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワ通信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（誤謬の訂正に関する注記）に記載されている通り、会社は、利害関係を有しない外部の有識者で構成する第三者委員会の調査結果を踏まえ、当社において不適切な時期に計上されたと認定された売上取引について誤謬の訂正を行っている。また、利害関係を有しない外部の弁護士が委員長を務め、その他外部専門家の委員で構成される特別調査委員会の調査結果を踏まえ、適切な手続が採られていなかった会社法上の利益相反取引に係る経費及び不適切な経費計上と認定した経費について誤謬の訂正を行っている。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計

算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当社は、2025年2月4日に設置した第三者委員会の調査の結果、子会社のディーズセキュリティ株式会社において不適切な会計処理等が指摘されました。また、2025年6月2日に設置した特別調査委員会の調査の結果、関連当事者取引等において取締役会にて適切な審議がなされていないことなどが指摘されました。監査役会は、第三者委員会及び特別調査委員会の調査結果及び提言を厳粛に受け止め、再発防止に向けて策定される改善措置等の対応状況について監視及び検証をまいります。その他、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、前項記載以外に指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、②に記載した特別調査委員会の調査の結果、取締役会にて適切な審議がなされていないことなどが指摘されました。監査役会は、特別調査委員会の調査結果及び提言を厳粛に受け止め、再発防止に向けて策定される改善措置等の対応状況について監視及び検証をまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月4日

ダイワ通信株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

岡本 誠 ㊞

社外監査役

宮川 昌江 ㊞

社外監査役

武部 勝 ㊞

以 上